

まんのう町建築物等における木材の利用の
促進に関する方針

令和6年3月

まんのう町

まんのう町建築物等における木材の利用の促進に関する方針

この方針は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づき、「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」（令和3年10月1日木材利用促進本部決定。以下「国方針」という。）及び「香川県建築物等における県産木材の利用の促進に関する方針」（平成24年3月30日香川県策定、以下「県方針」という。）に即して、まんのう町内の建築物等における木材の利用を促進するための基本的事項等を定めるものである。

第1 町内建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 建築物における木材の利用促進の意義

森林は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的な機能の発揮を通じて、町民生活及び町民経済の安定に重要な役割を担っており、森林の適正な整備及び保全を図ることにより、これら森林の有する多面的機能が持続的に発揮されることが極めて重要である。

木材は、再生産可能な資源でカーボンニュートラルな特性を有することや、断熱性、調湿性に優れており、木の香りで人をリラックスさせるなど心理面や身体面等での効果も期待されていることから、広く建築物での利用を促進することにより、脱炭素社会の実現や県民の健康的で温かみのある快適な生活環境の形成などに貢献する資材である。

特に、香川県の森林では、昭和40年代から50年代にかけて、松くい虫被害跡地を中心に植栽したヒノキが多く、木造住宅の柱材などとして利用できる時期を迎えていることから、県産及び町産ヒノキ材を搬出し、市場や製材所において積極的に販売・加工することが重要となっている。そのため、木材の利用促進に合わせて、県産及び町産木材の利用を促進することは、県内及び町内の林業の再生を通じた森林整備の促進につながることから、山地災害防止や水源の涵養、二酸化炭素の吸収源など、森林の持つ公益的機能の持続的な発揮に資するものといえる。

また、近年、全国的に木造建築構法や防耐火性能等の技術革新、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築基準の合理化等により、建築物において木材を利用できる環境が整いつつあり、民間建築物においても先導的な取組みとして中高層木造建築物が建築されるようになってきている。

このような状況から、公共建築物のみならず、これまで木材の利用が低位であった非住宅の建築物や中高層建築物を含め建築物全体における木材の利用を促進していくことは、炭素の貯蔵を通じた脱炭素社会の実現、都市等における快適な生活空間の形成、地域の経済の活性化等に大きく貢献することが期待される。

2 住宅等における木材の利用の促進

町は、法第14条にのっとり、木材を利用した住宅等の建築等を促進するため、住宅等を建築する者への住宅等の設計に関する情報の提供等に努めるものとする。

特に、町産木材を使用して住宅等を建築しようとする者に対しては、町産木材の供給情報等の提供に努めるものとする。

3 建築物木材利用促進協定制度の活用

○ 建築物木材利用促進協定の周知

町は、法第15条に定める建築物木材利用促進協定制度の活用により、建築物における木材利用の取組みが進展するよう、建築主となる事業者等に対する同制度の積極的な周知に努めるものとする。

○ 建築物木材利用促進協定の締結の判断基準

町は、事業者等から建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、法の目的や基本

理念、町方針に照らして適当なものであるかを確認し、締結の応否に係る判断を行うものとする。

○ 建築物木材利用促進協定による木材利用の促進

町が建築物木材利用促進協定を締結した場合には、協定の内容等をホームページ等で公表し、協定に定められた取組方針に即した取組みを促進するため、協定締結者に対し、活用できる支援制度や木材利用に係る技術的な情報提供を行うとともに、取組内容について情報発信するものとする。

4 木材の利用を促進すべき公共建築物

法に基づき木材の利用を促進すべき公共建築物は、法第2条第2項各号及び法施行令(平成22年政令第203号)第1条各号に掲げる建築物であり、具体的には、以下のような建築物が含まれる。

(1) 町が整備する公共の用又は公用に供する建築物

広く市町民一般の利用に供される学校、社会福祉施設(老人ホーム、保育所等)、病院・診療所、運動施設(体育館、水泳場等)、社会教育施設(図書館、公民館等)、公営住宅等の建築物。

(2) 国、県及び町以外の者が整備する(1)に準ずる建築物

国、県及び町以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く町民に利用され、町民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる建築物。

5 公共建築物等における木材の利用の促進のための施策の具体的方向

公共建築物における木材の利用の促進に当たっては、建築材料としての木材の利用はもとより、建築材料以外の各種製品の原材料等としての利用も併せて促進するものとする。

具体的には、建築材料としての木材の利用の促進の観点からは、特に6の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当するものについて木造化を促進するとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、内装等の木質化を促進する。

また、建築材料以外の木材の利用の促進の観点からは、公共建築物において使用される机、いす、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品について、木材を原材料として使用したものの利用を促進するとともに、建築以外の工事での有効活用を図るものとする。

なお、公共建築物における木材の利用の促進に当たっては、世界貿易機関(WTO)政府調達協定その他の国際約束との整合性に十分配慮し、国際貿易に対する不必要な障害とならないように留意するものとする。

6 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

公共建築物の整備においては、進展の見られる木材の耐火性等に関する技術の普及や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、計画時点において、コストや技術の面で木造化が困難であるものを除き、(1)の木材の利用を促進すべき公共建築物において、積極的に木造化を促進するものとする。

ただし、災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設、危険物を貯蔵又は使用する施設等のほか、伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物又は博物館内の文化財を収蔵し、もしくは展示する施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては木造化を促進する対象としないものとする。

7 木材の利用の促進の啓発

町は、関係団体と連携し、町民の目に触れる機会の多い公共建築物における木材の利用の促進を図るとともに、ホームページやパンフレット等における先導的な木造建築物の事例の紹介等により、木材の利用の効果について積極的に町民への普及啓発を行う。

建築物における木材の利用について広く町民の関心と理解を深めるため、事業者等とも連携し、木材利用に関する関連イベントの実施、ホームページ等の各種媒体における情報の発信等の事業を実施することにより木材利用促進に取り組むものとする。

第2 町が整備する公共建築物における木材の利用の目標

(1)公共建築物の木造化

町が整備する公共建築物のうち、第1の6の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当するものについて、原則としてすべて木造化を図るものとする。

また、その整備する公共建築物については、木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を推進する。

(2)公共建築物の木質化

町が整備する公共建築物について、直接町民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を推進するものとする。

内装等の木質化にあたっては、木材の利用に努めるものとし、木質化を図ることが適切と判断される部分については、県方針を参考とする。

(3)木材を利用した備品等の設置・購入

町が整備する公共建築物において、木材を利用した書棚・収納棚の設置、間伐材など木材を利用したベンチ等の製品の購入に努めるものとする。

(4)建築以外の工事における間伐材の有効活用

町が施工する建築以外の工事において、柱材等に利用できない間伐材を杭・丸太柵・工事看板等の資材として利用するなど、その有効活用を図るものとする。

(5)県産及び町産木材の利用

(1)の公共建築物の木造化及び(2)～(4)の木材の利用においては、可能な限り町産木材の利用に努めるとともに、県産木材も有効に活用していくものとする。

第3 町の公共建築物における木材の利用の促進のための体制の整備に関する事項

公共建築物における木材の利用を効果的に促進するため、農林課は各課間の円滑な連絡調整や利用の促進に向けた措置の検討等を行うとともに、県と連携し、木材製品の価格や調達可能量等の情報収集を行うなど、取組みの強化に努めるものとする。

第4 公共建築物の整備等において考慮すべき事項

公共建築物の整備において木材を利用するに当たっては、一般に流通している木材を使用するなどの設計上の工夫や効率的な木材調達等によって、建設コストの適正な管理を図ることが重要となる。

しかしながら、中大規模建築物においては、求められる強度、耐火性等の性能を満たすために極めて断面積の大きな木材を使用する必要があり、施工者が限定された工法を用いる場合が多いなど、現状では、コストや技術の面で木造化が困難な場合がある。

この場合、木造と非木造の混構造（部材単位の木造化を含む。）とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から合理的な場合もあることから、その採用も積極的に検討しつつ木造化を促進するものとする。

公共建築物の整備に当たっては、建設自体に伴うコストのほか、維持管理及び解体・廃棄等のコストについても考慮する必要がある。

その際、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数については、木造の建築物のものが非木造の建築物のものに比べ短いことから、木造の建築物は耐久性が低いと考えられがちであるが、劣化対策や維持管理・更新の容易性を確保する措置等を適切に行った木造の建築物については、長期にわたり利用が可能であることも考慮する必要がある。

このため、公共建築物を整備する者は、部材の点検・補修・交換が容易な構造とするなどの設計上の工夫を図るなど、その計画・設計等の段階からライフサイクルコストについて十分検討するとともに、利用者のニーズや木材の利用による付加価値等も考慮し、これらを総合的に判断した上で、木材の利用に努める。

加えて、木材を原材料として使用した備品や消耗品の利用についても、購入コストや、木材の利用の意義や効果を総合的に判断する。

(注) この方針において「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築にあたり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいい、「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替にあたり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

附則

この方針は、平成26年3月1日より施行する。

附則

この方針は、令和6年3月1日より施行する。